

平成26年度 第1回 出雲市原子力発電所環境安全対策協議会

会議録

日 時 平成26年7月8日（火）

午後9時30分～午後11時30分

場 所 出雲市役所1階 くにびき大ホール

○坂本防災安全管理監 それでは定刻になりましたので、第1回出雲市原子力発電所周辺環境安全対策協議会を開催させていただきます。

私、防災安全管理監の坂本でございます。本日の司会進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日の会議の時間ですが、次第4の副会長選出までを15分程度で終えて、5番目の報告・説明以降につきましては、まず、出雲市の防災安全課のほうから本協議会の概要、それから、これまでの出雲市の原子力防災につきまして、おおむね30分で報告をさせていただきます。その後、中国電力のほうにご参加をいただきまして、島根原子力発電所の安全対策についてご説明をいただきます。

時間の都合上、市のほうから45分での説明をお願いしておりますので、よろしくお願いいたします。

その後、11時から次第の6、意見交換に入らせていただきたいと思います。円滑な進行にご協力をいただきますようお願いいたします。

また、失礼かとは存じますが、お席に委員の皆様方の委嘱状を配付させていただいております。任期につきましては、本日から平成28年3月31日までとしておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

それでは、最初に会長であります長岡出雲市長からご挨拶を申し上げます。

○長岡市長 皆さん、おはようございます。ご紹介いただきました出雲市長の長岡

秀人です。本日は第1回出雲市原子力発電所環境安全対策協議会にご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。また、委員の皆様それぞれお忙しい中、本会議の趣旨にご賛同いただき委員をお引き受けいただきましたこと、改めて感謝を申し上げます。

平成23年3月11日、福島事故を契機に国の原子力災害対策指針が改訂され、原発から半径30キロ圏内に位置している本市は原子力災害対策をあらかじめ講ずべき区域に含まれることとなりました。本市はこれまでに中国電力に対して立地自治体並みの安全協定締結を求めてまいったところですが、いまだ実現をしておりません。島根県との覚書によりまして、島根原子力発電所の重要な判断や回答等に当たっては、国が周辺自治体の意見を付し、中国電力へ届けるというところにとどまっているところでございます。

こうした状況の中、昨年12月、この覚書に基づきまして、中国電力島根原発2号機の新規制基準の安全審査申請の事前了解願に関する考え方が県より示されるとともに、申請に対する意見照会がございました。本市は議会への説明後、住民説明会等を開催し、この事前審査については了解すると、条件つきでの了解という回答をしたところでございます。

今後は、県や松江市と同様に市民の皆様へ原子力発電所の周辺環境への影響、そして、安全対策等の説明をするとともに、さまざまな意見をお聞きするために、このたびこの出雲市原子力発電所環境安全対策協議会を設置することとなったところでございます。

この後、先ほど司会のほうからお話ございましたように、事務局から本協議会の概要や設置に至る経緯等をご説明申し上げた上で、中国電力株式会社様からは、島根発電所の安全対策について報告、説明をいただく予定としておるところでございます。限られた時間ではございますけれども、忌憚のないご意見を賜り、この会議が実り多い会議となりますことを願うものでございます。

開会に当たってのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○坂本防災安全管理監　それでは、次に次第3、委員紹介であります。本来でありますと、皆様お一人ずつご紹介申し上げるところでございますが、時間の都合もございますので、お許しをいただきまして、お手元に配付しております委員名簿、出席者名簿及び席次表をごらんいただきまして委員の皆様方の紹介にかえさせていただきますと思います。よろしくお願いいたします。

それでは議事に入ります前に資料の確認をさせていただきます。

先ほど来ごらんいただいておりますが、次第、裏に協議会要綱をつけております。それから、委員出席者名簿、裏面に席次表をつけております。

それから、冊子で資料1、これは市からの資料ですけれども出雲市原子力発電所環境安全対策協議会の概要及び出雲市の原子力防災についてという冊子、それから、中国電力のほうからご提供いただきました資料2、島根原子力発電所の安全対策について、という資料を配付しております。資料のない方等、いらっしゃいませんか。よろしいですか。

それでは、続きまして、次第の4、副会長の選出についてということで、これより会議に入らせていただきます。議長につきましては、要綱の第5条の規定に基づきまして、会長であります長岡市長にお願いいたします。

○長岡会長　それでは、規定に基づきまして、私のほうで議長を務めさせていただきますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

まず、次第に従いまして、副会長の選出を行いたいと思います。

設置要綱第4条では、副会長2名を置き、委員のうちから会長が指名、指定することとされております。

つきましては、副会長へ福代秀洋出雲市議会副議長様、そしてもう一方、堺田輝也副市長を指名させていただきますのでよろしくお願いいたします。

続いて、報告・説明のほうへ入らせていただきます。出雲市原子力発電所環境安全

対策協議会の概要及び出雲市の原子力防災についてを事務局から、そして、続いて島根原子力発電所の安全対策についてを中国電力から、続けて報告・説明をいただきたいと思いますのでよろしくお願いします。その後、説明をいただいた後、意見交換の時間をとりたいと思いますのでよろしくお願いします。

最初に事務局から報告を求めます。

○中島防災安全課長 失礼いたします。防災安全課の中島です。よろしくお願いいたします。

それでは、私のほうから出雲市原子力発電所環境安全対策協議会の概要及び出雲市の原子力防災について、資料1に基づき説明したいと思います。

最初に協議会の概要について、資料1の1ページをごらんください。ここのところで概要についてご説明いたします。

最初に1番目、設置の背景についてでございますが、これにつきましては、ここに書いてあるとおり、平成23年3月の福島事故を契機に策定された原子力災害対策指針により、原子力防災を重点的に実施する範囲が従来の10キロから30キロに拡大され、本市は原子力災害対策を実施すべき区域に含まれたわけでございます。

これにより、本市は立地自治体と同様なリスクを負うことが明白になったわけですが、安全協定については、締結はしているものの、立地自治体並みの協定とはなっておりません。立地自治体と同様の安全協定を中国電力に求めているところですが、締結はできていない状況であります。

そうした中、本市の意見反映の手段としては、ここに書いてあります昨年締結した県との覚書により、県が重要な判断などをする際に、県が出雲市を始め、周辺自治体の意見を付して中国電力に届けるといふ、そういった形にとどまっている状況でございます。

また、この覚書に基づき、昨年12月に事前了解願いについて、県から意見照会がありましたので、本市では議会に説明する一方、住民説明会を開催し、出雲市民の安

全を守る立場から、県に意見を付して回答したところです。今後も、出雲市民の安全や安心を守ることを最優先として対応していくため、原子力発電所の安全対策を把握し、注視することが必要であり、また出雲市民の皆様から、さまざまな意見を聞く必要があることから、県や松江市と同様に出雲市の原子力発電所環境安全対策協議会を設置するものであります。

中段2番目の協議会の概要と書いております、一番最初に目的と書いておりますが、目的は経緯のところでも簡単に説明しましたが、島根原発の周辺環境への影響、安全対策を把握し、市民の健康と安全を確保するためのものであります。

委員は市議会議員、各種団体の推薦を受けた方、関係行政機関の職員から委嘱をし、35名以内で、会長は市長です。任期は2年で、年度単位で考えておりますので、初回が本日から平成28年3月31日までとなります。

その下、主な議題ですが、これは島根原発周辺の環境放射線測定結果報告や島根原発の安全対策などを考えております。

その下3番目、今後のスケジュールですが、本日は初回として出雲市の原子力防災の取り組みの説明、あるいは島根原発の安全対策の説明を行います。この会議は、原子力発電所の環境安全対策の会議ですので、委員の皆さんには、まずは実際の島根原子力発電所を見ていただく必要があると思いますので、ことしの秋ごろに島根原発の視察を考えております。

そして、その下、来年の2月ごろには2回目の協議会を開催し、協議会の目的であります周辺環境への影響調査として、環境放射線等の測定結果についてを議題とする考えであります。

今後は基本的に毎年度定例会を開催するとともに、重要な事項などが発生した場合は、臨時会を開催する考えでありますので、よろしく願いいたします。

そうしますと、説明が前後しますが設置要綱について、先ほど会議次第の裏面に付けております設置要綱について簡単にご説明したいと思います。

1枚紙の裏につけております設置要綱ですが、この主な点を1条の目的は先ほど説明したとおりでございます。

2条で所掌事務として、1号として原子力発電所の周辺環境への影響、安全対策を確認するために必要な資料の収集及び調査を規定しております。

2号でその他必要と認められる事項と規定しております。

3条ですが、組織として委員は次の1号から3号の中から委嘱しております。この委員につきましては、当初1枚で本日の委員名簿、出席者名簿をお配りしております、これとあわせてご説明いたします。

1号の市議会議員、市議会からは、3名の委員を選出いただき決定したところでございます。2号の各種団体からは、部門別に具体的な推薦団体につきましては、市の他の審議会の構成団体を参考にしますとともに他市の原子力安全対策協議会の団体を参考に決定したところでございます。

委員の選出につきましては、各団体に依頼して委員を推薦していただいたところであります。

下のほうの公募団体につきましては、3団体の募集を行いました、2団体の応募があり、2団体とも公募団体として適切と考え、応募された2団体に決定したところであります。

一番下の3号委員は、出雲市のほうから3名の委員を決定いたしました。

要綱のほうへ戻りまして、要綱の4条に会長は市長として、副会長2名は会長が指名すると規定しており、先ほど福代副議長と堺田副市長を指名したところでございます。第5条で会議は会長が招集し、議長になること。必要に応じて、関係機関の意見や助言を求めることを規定しております。

以上で協議会の概要の説明を終わります。

続きまして、資料1に戻りまして、2ページ、3ページをごらんください。

ここで出雲市の原子力防災についてご説明を申しあげたいと思います。この2ペー

ジから3ページにかけて平成18年度から現在まで出雲市の取り組みを中心に国、県の主な計画策定、変更などを含んで時系列にまとめております。

これに基づいて説明したいと思います。

最初に2ページの上のほうから順次、ご説明いたします。ここに平成18年度から書いております。福島原発事故までは、原子力防災を重点的に実施すべき地域は8キロから10キロとされておりました。平田地域の地合町が島根原発から10キロ圏内に入っていることもあり、原発に近い出雲市としては、原子力防災は当時から重要と考え、県に対し、出雲市と中国電力の安全協定を締結できるように仲介してもらうことなどを平成18年度から要望を行っております。

その下、平成22年3月ですが、島根原発で123件もの点検漏れが発生いたしました。市では市民の安全を守る立場から中電に対し、安全管理の徹底の申し入れをしました。市としては、正確な情報がまずは必要ですので、迅速な緊急情報の伝達体制の構築を要求するとともに、安全協定の締結を求めたところです。これに対してその下に書いております、6月25日に中国電力から回答があり、緊急時の情報連絡に関する協定締結の協議を始めたところであります。

そして、平成23年1月25日にここに書いております原子力発電所に係る出雲市民の安全確保、情報連絡等に関する協定、情報連絡が主となる協定を締結いたしました。当時としては周辺市が協定を締結することは少なく、先進的な事例でございました。

その後、3月11日に皆様、ご承知の福島第一原発事故が発生し、これらの状況を受けまして、11月18日に計画等の事前了解などを含む、立地自治体と同じ協定の締結を要請しました。その結果として、その下の12月25日ですが、従来の協定に放射性廃棄物の適正管理や原子炉の重要な変更などの計画について報告することなどの項目を追加でき、内容がより従来のものに比べれば充実いたしました。立地自治体と同様な安全協定には至りませんでした。ここで、先ほど来、再三ご説明してい

る安全協定について説明したいと思います。

そもそも原子力施設に係る規制権限は国だけが持っており、自治体にはない状況でございます。いわゆる安全協定は法的根拠というものがなく、原子力事業者すなわち中国電力と自治体との紳士協定になっております。現在の協定としては、島根原発につきましては、立地自治体の島根県、松江市と中国電力と三者で締結された協定があるとともに、出雲市が締結した協定あるいは鳥取県、米子市、境港市が締結した協定があります。

では済みませんが、ページをめくっていただきまして、4ページ、5ページ、6ページ、7ページにかけて島根原発に関する安全協定で、左側が出雲市の協定でございます。右側が島根県と松江市と中国電力が結んでいる協定であり、この対照表によって説明したいと思います。

先ほど来、立地と周辺との違いを中心にご説明したいと思います。違いの点については、網掛けをしております。最初に4ページの下のところですが、左が5条、右は6条ですが、ここに書いてあるとおり、まず、計画等の報告、出雲市の場合、右の島根県のほうは計画等に関する事前了解という形になっております。この細かい文面はちょっと小さい字で書いており申しわけございませんが、それぞれ対象となる内容は発電所の増設に伴う土地利用や原子炉施設の重要な変更などで同じであります。それぞれ事前了解と報告との違いがここに明記されております。

次、5ページのところの上のほうですが、左が出雲市のほうが6条、県、松江市が7条です。これは核燃料物質の輸送計画に対する事前連絡の項目で、協定上は両方とも同じ表現で連絡するという形になって、変わらないように見えますが、実際は米印に書いてあります運営要綱において、左の出雲市は具体的な日時、輸送ルートの連絡はありません。県、松江市は事前連絡をするという形になっております。ただ、県、松江市もテロ対策のため公表はしないという形になっております。

続いてめくっていただきまして、6ページと7ページですが、まず、左の6ページ

のところで、左は10条、右は11条ですけれども、これは発電所周辺の安全を確保するために必要がある場合において、これは中国電力に報告を求めるところまでは一緒ですけれども、出雲市は項目にもありますように現地確認、県、松江市は立入調査ができるとしているところが違っております。

さらにその右の12条で、県、松江市は立入調査の結果、安全確保のため、特別な措置をする必要があると認めた場合は、中電に適切な措置を求めると規定しております。

このように県、松江市は必要な場合は、立入調査ができ、その結果適切な措置をするように要求することができますが、出雲市はあくまでも現地確認により意見を言うだけという状況でございます。

ちなみに県の立入調査は平成22年度、12件、平成23年度、2件、保守管理の不備や新燃料輸送などに関して実施されております。

次、右側の7ページをごらんください。7ページの中段のところ右のほうで18条のところで書いてありますが、損害補償の規定、これは原発に起因する損害、風評被害を含む損失について補償する規定でして、これは左の出雲市にはありません。ただ、この補償につきましては出雲市も、包括する県の協定に包含されるものと認識しているところでございます。

以上、安全協定の周辺自治体と立地自治体の違いについてご説明いたしました。

では、恐れ入りますが、また最初の2ページ、3ページでまたご説明申し上げたいと思います。

2ページのところで、先ほど安全協定のところで説明したところでございます。平成24年2月において、出雲市はここに書いております、3市、出雲市、安来市、雲南市は、県内の周辺市として同じ立場であることから連携して周辺3市連名で県に対し、県の安全協定で定める、先ほどの事前了解などの際に周辺3市に十分な説明をすること、また、3市の意見を聞いた上で判断していただきたいことなどを要望したと

ころでございます。

その下の3月ですが、これは出雲市の取り組みでして、これは福島事故を踏まえ、島根原発において暫定的な行動計画を策定しました。これは、自家用車による避難方法や広域避難所の考え方などを決めたものであります。

その下、8月29日ですが、周辺3市で中国電力に対して、立地自治体と同様な安全協定の締結を要請しました。

その下、9月ですが、これは国の動きになりますが、国の防災基本計画の改正により、従来はEPZといたしまして防災対策を重点的に実施する区域を原発から8キロから10キロの範囲としていましたが、説明資料のように、PAZというのは、重大事故の際住民が直ちに避難する区域として原発からおおむね5キロ、UPZというのは、緊急的な防護措置をする準備する区域として、おおむね30キロという形で原子力防災の範囲が大きく変更されたところであります。

その下、10月3日ですが、先ほどこの一つ上の8月29日で要請したことに関して中国電力から回答がありましたが、現時点では回答できる状況になく、協議は継続するという形の回答でございました。

今度は右の、3ページの上のところをご説明いたします。上の2段目のところですが、11月に島根県において、県の広域避難計画が策定されました。これによって出雲市は、広島県の12市町への広域避難とそのルートが決定したところでございます。

その下、12月27日には原子力防災会議において出雲市からの意見として、安全協定は、あくまでもこれは紳士協定であり、本来は国の制度として原発に関して周辺自治体の意向が反映できる仕組みをつくるように要望しているところでございます。

その下でございますが、平成25年に入りまして、3月に出雲市の動きとして、1の地域防災計画（原子力災害対策編）を策定しました。これは市の原子力防災の基本となるものでして、緊急事態、応急体制や避難全般、災害復旧対策などを規定しております。

その下、9月に書いてありますが、これは国の変更、動きでございまして、EAL、OILという、分かりにくい表現かもしれませんが、これは避難の目安として設定されております。簡単に説明しますと、これは従来のSPEEDIシステムというような予測による避難を基本としていたものを、福島事故等の教訓から現実的な状況に応じた避難基準で、EALというのは原発の敷地の異常事態による判断基準、OILというのは、放射線の測定結果による判断基準、そういった基準に国において変更されたという形でございます。

その下でございますが、10月17日からの流れを簡単にご説明いたしますと、10月17日、前年に引き続き県へ3市から2点の要望を行いました。1点が安全協定締結の支援、2点目は、県の安全協定締結の権限行使の際、丁寧な事前説明と誠意を持った対応を要望したところでございます。

その下の同じく18日には再度、中国電力に3市から安全協定締結の要求を行いました。

その下23日に中国電力からは、回答できることは、この安全協定締結に関して回答できる状況になく、協議は継続するという回答が再度あったところでございます。

その下、10月29日ですが、これは10月17日に県へ行った要望に基づき、県と周辺3市が協定に係る覚書を締結したというものでございます。この協定につきましては、後ほど、この後のページで資料を用意しておりますので、そこで詳しくご説明いたします。

その下11月6日には、3市で国に対しても要望を行い、その内容を申し上げます。これは関係自治体の意向が反映される制度創設を求めるとともに、その制度創設のための暫定的な措置として、安全協定締結の支援を求めたところであります。

その下、12月13日には県からの覚書に基づき、島根原発2号機の適合性確認審査申請について意見照会があり、議会へ説明。下にも書いております12月15日には住民説明会を開催し、12月20日に回答をしたところでございます。この回答文

についても先ほどの覚書とあわせて後ほど詳しく説明いたします。

その一番下でございますが、ことしの3月には出雲市の広域避難計画を改正いたしました。主な改正点は、先ほど国の動きでも説明しました国の防災基本計画の改正に合わせて、避難の目安を変更するとともに広島県の避難先12市町への避難所を記載したところが改正した主な点でございます。

では、覚書と回答についてご説明いたします。

8ページ、9ページをごらんください。

まず、8ページのところで島根県との覚書の写しをここに付けております。この上から順に説明いたしますと、これは覚書の内容としましては、県がここに書いてありますように、協定に基づく計画等の事前了解のほか、重要な判断や回答をする際には以下、下記の3点の手続を行うものであります。

1番目、これは県が3市の考えを理解し、誠意をもって対応するということ。

2番目は、県の重要な判断や回答を3市に説明するということ。

3番目は、国、中電等へ県が考えを届ける際、3市からの意見の提出があった場合には、その意見等を付して届けるものとする。これにより出雲市は間接的に県の協定に参加するという形となったところでございます。

続きまして、次の9ページのところで、これは先ほど昨年の12月に県の照会に基づいて出雲市が回答したものでございます。この最初、9ページの上のほうに書いてあるとおり、まず、この回答の申請そのものについて出雲市としましては、中国電力の今回のこの申請は、原子力基本法に基づいて申請し、原子力規制委員会が審査するものとして、申請は了解しました。ただし、下記の附帯意見を中国電力、県、国に分けて提出したところであります。

9ページの中ほどから書いてあります、まず、中国電力に対して求める事項として、7項目を10ページにかけて書いております。

内容は安全協定の締結、安全対策の推進、自治体はもとより住民への丁寧な説明な

どを求めています。

続いて、めくっていただきまして10ページでございます。10ページの上のほうに、次は県に求める事項として6項目挙げております。

それは、安全協定締結の支援、安全審査後のスケジュールの説明、避難路に関する整備などを求めたところでございます。

その一番下のほうですが、県を介して国に求める事項として、国に対しては2項目、周辺自治体の意見反映ができる新たな制度創設。これには、ただ時間がかかることから暫定的に安全協定締結の支援を求めています。

また、避難計画への国の関与を強めるということも求めているところでございます。

なお、このそれぞれ意見の終わりに米印がついております。これは一番下にも書いてありますように、県が中国電力や国に申し入れ事項として要請された意見に踏まえない市独自の意見という意味で、米印を意見の末尾につけております。

以上、早口ではございましたが、協議会の概要及び出雲市の原子力防災についてご説明を申し上げます。

○長岡会長　それでは続いて、島根原子力発電所の安全対策について、中国電力島根原子力本部から説明をお願いしたいと思います。

○古林原子力本部長　皆さん、改めましておはようございます。中国電力島根原子力本部長をしております、古林でございます。出雲市の皆様方には平素からこうした事業に対しましてご理解賜っておりまして厚くお礼を申し上げます。

本日は、第1回の原子力発電所環境安全対策協議会の開催ということで、このような安全対策についての説明の機会をいただくことになり、重ねてお礼を申し上げます。

当社におきましては、島根原子力発電所2号機の安全対策につきまして取り組んでまいっておるわけでございますけれども、出雲市様からもご意見をいただきました上で昨年の12月に国のほうにいわゆる申請を行ったわけございまして、現在、引き続き国の審査を受けておるところでございます。

これまでに審査会合を8回開催を実施していただいたところでございまして、今後、審査が本格化してまいるところでございすけれども、当社といたしましては、審査に適切に対応いたしまして、皆様のご安心につなげられるように引き続き新たな知見も取り入れながら発電所の一層の安全整備確保に、さらに追求をしてまいりたいというふうに考えておるところでございす。

国の申請に当たりましては、ただいまご紹介をいただきましたように出雲市様を初め、自治体の皆様から、審査の状況につきまして丁寧な説明をとということでご要請、ご意見をいただいたところでございす。当社といたしましては、このご要請あるいはご意見に対しまして真摯に対応し、引き続き誠心誠意、対応してまいりたいというふうに考えておるところでございす。

本日は、島根原子力発電所の概要、安全対策の実施状況、そういうところにつきまして、審査状況をあわせてご説明をさせていただくというところではございす。

それでは、島根原子力本部の副部長、長谷川からお時間を頂戴して説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○長谷川副本部長　おはようございす。長谷川でございす。

それでは、パソコンの操作もございすので座って失礼いたします。

お手元の資料2をご覧くださいと思います。

本日、ご説明いたしますのは、まずは発電所、さらには原子力発電所の概要についてご説明をいたします。そして、福島を契機として新たに設けられました新規制基準の概要、さらには申請中ではございすけれども、2号機の適合性確認申請の概要、そして12月以降、国のほうで審査をいただいておりますけれども、そのあたりの最近の状況を踏まえてご説明、ご報告をしたいと思ひます。

まずは、発電所の立地の状況でございす。先ほど出雲市様のほうからもご説明がございました。福島以前は10キロ圏内が防災のエリアということで、一部平田のほうが入ってございましたけれども、基本的には松江市のみがその対象となっております。

た。福島を契機にその防災範囲が基本的には5キロの中心圏内、さらには30キロ圏内に拡大されたわけでございます。そこには皆様のお住まいの出雲市、さらには、お隣、雲南市、安来市、そして、お隣の鳥取県では境港市、米子市も入ると、こういった原子力発電所の防災エリアが新たに構成されたわけでございます。特に島根原子力発電所は、全国唯一県庁所在地にあるということございまして、この30キロ圏内にお住まいの人口も全国で3番目に多うございます。47万人と言われております。私ども、そういったことを踏まえて、この防災の重要性、何よりも、この島根原子力発電所の安全性の確保、一段と肝に銘じた対応を現在進めておるところでございます。

また、先ほどご紹介がございました安全協定の締結につきましても誠心誠意の対応を進めておりますけれども、そういったところにつきましても皆様のご理解を何とぞいただければと思っております。

さて、発電所の立地の状況でございます。秋ごろには委員の皆様にご視察いただくと聞いておりますけれども、1号機、2号機、3号機、東のほうから並んで立地しております。こちらは東のほうから見た写真でございます。1、2号機は並んで立っておりますが、3号機は少し離れたところに建っております。

1号機から3号機の概要でございます。いずれも、後ほどご説明しますが、沸騰水型という原子力発電所でございます。福島の第一原子力発電所と同じタイプでございます。特に3号機は少し改良を加えましたAアドバンスというタイプを現在建設を進めてございます。1号機が昭和49年3月の運用開始、国内の商業用の原子力発電所では5番目の運転開始でございます。その後20年、さらには3号機まで20年、ほぼ20年間隔でこの3基を設置してまいりましたが、ご承知のとおり現在は全てが停止しております。

1号機につきましては、既に運転開始から40年が経過しておりまして、このたびの新しい規制の中では、40年を超える原子力発電所に対しては一段厳しい規制要件

が設けられております。現在この規制要件にいかに対応するか、あるいは、その後の運用を含めまして社内のほうでしっかり検討を進めているところでございます。

3号機については、建設中となっておりますが、本来は平成23年12月の運転開始を予定しておりました。実際の設備はほとんどと言いますか、全てでき上がっております。今後の諸手続ということになっていこうかと思っております。

当社では現在、国に新しい規制基準の安全審査を申請しているのは、この2号機のみでございます。

ここで、私ども、沸騰水型原子力発電所の仕組みを説明したいと思います。

こちらがこの魔法瓶のようなもの、これが原子炉格納容器です。さらにその中心にカプセル状の原子炉圧力容器がございます。この圧力容器の中、中心部の赤い部分が核燃料でございます。この核燃料が反応いたしますと、中に蓄えられました水が沸騰いたしまして蒸気になります。その蒸気を大型のタービン、そして発電機を回して電気を起こす。こういう仕組みでございます。仕事をしました蒸気は、大量の海水で冷やしまして、水に戻して冷却水として原子炉へ送り込む。非常にシンプルなこの一つのループで構成されるのが沸騰水型の特徴でございます。

もう一つ、加圧水型という原子力発電所もございます。きょうは図面をご用意しておりませんが、そちらはこの原子炉の中では水が沸騰せずに、高温、高圧の水が蒸気発生器、私どもでいう、この原子炉のような設備が別にございまして、2次ループでこのタービンが発電機を回す、そういうタイプでございます。

新聞報道がなされておりますけれども、九州電力鹿児島島の川内原子力発電所、あるいは関西電力の大飯原子力発電所、そういったものが加圧水型を採用してございます。

さらに、このそもそもの核分裂によって熱を取り出す仕組みについてご説明したいと思います。

ウラン235という物質は天然中にわずか0.7%程度存在しておりますけれども、この物質は実は中性子というものが当たりますと、ほぼ真っ二つに分かれます。その

ときに非常に大きなエネルギーを出します。このエネルギーを使うのが原子力発電でございます。私ども原子力発電所の場合は0.7%を3%程度の濃度に濃縮をしております。核兵器の場合はほぼ100%近くがこのウラン235になりますので、反応が劇的に進みます。そこの違いがございますが、決して原子力発電所があのような、核兵器のような急激な反応をすることはございません。さらにこの中性子、連鎖的に飛び出してこの反応を継続いたします、それを連鎖反応と申しております。

このウラン235を焼き物ですけれども、1センチ形のこの円柱状のペレットというものに焼き固めます。そして、ほぼ4.5メートルのさやの中に縦状に詰め、これを燃料棒といいます。これを束ねたもの、現在使っておりますのは、9本掛ける9本束ねておりますけれども、これを燃料集合体と申しております。

原子力発電所の特徴は、非常に少ないウランでたくさんの電気を起こすということでございます。この小さなペレットわずか1個で普通のご家庭ですと約8カ月分の電気をつくることができます。火力あるいは再生エネルギーに比べまして、非常に大きなエネルギーを少しのウランで発生する。これが大きな利点でございます。

したがって、ほぼ13カ月の連続運転がこのウラン燃料によりまして可能となります。

次に、放射性物質の管理でございます。

新品のウラン燃料は、ほとんど放射線を出しませんので、新燃料であれば、そばに立っても被曝はほとんどございません。しかし、ひとたびこの核分裂を起こしますと、強烈な放射性物質に変わります。セシウム137とか、あるいはヨウ素というような放射性物質の名前をお聞きになってるかと思いますが、ガンマ線であるとか、ベータ線というものを出しますので、ひとたび反応し始めますと、放射性物質特有の厳しい管理が求められてまいります。これが、この燃料中には使い始めますと、たまっていくということになりますし、また、たくさんの熱を出しますので、常に冷やしておくという必要がございます。

その安全上の設計の基本でございます。まずは、余裕のある設計、異常の発生を防止する、発電所に異常を来さないということでございます。また、万一、何か起きましたら拡大を防止する、素早くとめる、そして冷やす。

もう一つは、周辺環境へは決して影響を及ぼさない。それが閉じ込める。そういった機能でございますが、残念ながら福島事故では、この機能を失い、あのような惨事になったわけでございます。

基本的にまず、とめる機能でございます。この中性子、ボロンという物質が中性子を吸収する能力を持っておりますので、ここに出ておりますけれども、先ほどご説明しました燃料集合体の間にボロンでできた制御棒を挿入いたします。そうすると2号の場合2秒以内に緊急停止が可能でございます、完全に核分裂が停止します。これは緊急ブレーキ、いわゆる制御棒でございます。これは福島事故でも地震がありましたけれども、技術的には問題なく作動したということが現在その後の検証でも確認されております。しっかりとめるという機能は福島でも機能いたしたわけでございます。

次に冷やす仕組みでございます。この図は先ほどご説明した原子炉、ここに核燃料が入っております。もう1カ所、実は使用済み燃料プールにも使用をひとたび終えまして燃料が入っております。制御棒は先ほど言いました、入りますと、瞬時にほぼ熱量が7%程度まで減少いたします。また、1日後にはほぼ1%まで減少すると言われておりますが、その1%が実は相当な熱量でございます、常に冷やしておかないとあのような福島の事態になってしまうということでございます。そのために、この青い配管、幾重にも冷却装置を原子力発電所は設けております。

大量の水で緊急時には、原子炉、さらには使用済み燃料の水、燃料を冷却する、そういう設備が幾重にも本来は設置されておまして、機能するはずでございました。この熱でございますが、最終的には海へ逃がしますので、海水で冷却して間接的に真水で燃料を冷やす。そういう仕組みになっております。これが、その仕組みでございます。通常の冷却で直に燃料を海水で冷やしますと、やはり海水の腐食性で燃料が傷

んでまいりますので、基本的にはまずは燃料は真水で冷やします。熱交換器というものを介しまして間接的に海水で冷却して海へ熱を逃がす。これが原子力発電所の冷却の基本的な仕組みでございます。

さらに原子炉、運転中は70気圧という非常に高圧でございますので、先ほど制御棒が入った停止直後はまだまだ原子炉の中の圧力が高い状態でございますので、この冷却装置もそういった非常に高圧で機能するもの、そして、ここに弁がございますけれども、この弁を開くことによって原子炉の圧力が下がります。そうすると、低圧でも冷やせます。後ほどさらなる安全対策として設置しました消防自動車による冷却をご説明しますが、ああいった消防自動車の給水でも十分に冷える。こちらは低圧系の仕組みでございます。そういうさまざまな状況を考慮した本来の安全装置が設置されております。

次に、放射線物質を閉じ込める機能でございます。残念ながら福島ではこの機能が失われまして、30キロに及ぶ今の管理区域が設定されたわけでございます。本来はまずは、ペレットそのものから放射性物質は余り出てまいりません。さらには、先ほど申しましたこの燃料棒のさやの中におさまります。原子炉圧力容器、その外には格納容器、さらに原子炉建屋と五重のとりでが本来ございますけれども、後ほどご説明します、特にこの格納容器の閉じ込め機能、これが非常に今後重要になってまいります。格納容器の中は、通常は窒素が入っておりまして、この放射性物質が運転中にここへ出てくるようなことはございませんけれども、万一ああいった事故が起きますと、格納容器の中でとどめておくということが非常に安全上重要になってまいります。

ここからが新しい規制基準の概要でございます。今までのご説明でも再三福島ではというふうに申し上げましたけれども、まず福島は、なぜあのようなひどい状況になってしまったのかについてご説明したいと思っております。

1、2、3から7まで、事故の経緯が記載してございます。

まずは、地震が発生いたしました、ここで実は予想外の事故が起きまして、本来あ

の程度の地震の強さで倒れないはずの送電鉄塔、こちらが周辺の地崩れで倒れてしまいました。原子力発電所、運転中は電気を外へ送りますけれども、ひとたび止まらずと基本的には逆に外から電気を受けて、こういった冷却装置を動かす仕組みになっております。まずは、その外からの電気を受ける。受電と申しますが、これができなくなりました。この時点ではしっかり制御棒は機能しておりましたので、原子炉は停止しておりました。その30分後、大きな津波がまいりまして、先ほど来、ご説明しておりますけれども、本来機能すべきこの冷却装置が水で浸かってしまいました。まず、重要な海水ポンプ、熱を外へ逃がす装置です。また、外から電気が受けられなくなったときのためにあらかじめ設置してございます大型の非常用発電機、これも津波による海水に浸かりまして電気設備ですから使えなくなりました。同じくこのバッテリー、蓄電池も使えなくなりました。制御用のこの配電盤、そういったものも津波で浸かって電気系統が全て使えなくなりました。

実は、電気を使わずに機能する冷却装置がございまして、それも福島、長いもので3日程度動いておりましたけれども、それも結果、電気の供給が途絶えまして、最終的には制御用の電気が必要でございますので、蓄電池もなくなりまして、機能を失いました。そういったことで、やがて冷却ができなくなって原子炉の燃料が溶け始めてしまいました。冷却停止、原子炉損傷、水素発生、これも予想どおりの事象でございましたが、実は本来の水素の発生はこの格納容器の中で納まるような設計になっております。しかし、残念ながら格納容器から漏れ出した水素がこの原子炉建屋内で引火しまして、あのような水素爆発を起こしたというのが福島の経緯でございます。

そういったことを踏まえまして、新しい規制がつくられております。福島の事故を起こしました大きな原因、そして、その対策として大きな骨組み、骨子がまとめられております。

こちらが個別の対策でございます。後ほど新旧の比較をいたしますけれども、やはり事故の大原因でございます地震、津波、こういったものは非常に厳しくなりました。

また、その他の自然災害についても厳しい要求がなされております。何より原子炉の燃料を壊さない、さらには再三申しておりますが、格納容器の機能も維持しなければいけないと。そういった対策、さらには、ここにございますけれども、核物質防護、端的に言いますとテロ対策、こういったものも従来の規制には、はっきりございませんでしたけれども、新しく規制として設けられたものでございます。

こちらが新旧の規制の比較でございます。新設、さらには強化というふうに、私が今申しましたようなテロ対策、あるいは、シビアアクシデント。これは新設ですが、燃料が壊れてしまう、従来も私ども自主的な対策をしておりましてけれども、規制の中では制限がございませんでしたので、しっかり厳しい規制が設けられております。つまり事故が起きても燃料が溶けるようなことは起こさない。もっと言えば周辺の環境や放射性物質を決して出さない。そういった厳しい要求がなされております。その根底になるのがやはり耐震、耐津波の性能強化でございます。新規制が施行されて、まさしく今日が1年目でございます。

ちょっとモニターの調子が悪いので、マウスを使って見えますでしょうか。

このあたりが手続でございますので。

さて、現在国内には48基の原子力発電所がございます。いずれも停止しておりますけれども、その中で、この赤丸がついたものが新しい規制基準に基づく審査を今受けているプラントでございます。当社の2号機もその一つでございます。国内9電力12原子力発電所、計19基が今審査を受けているということでございます。

先行して審査が進められていると言われておりますのが、鹿児島県にございます、川内発電所でございます。一方これまで9基の原子力発電所が既に廃炉の手続に入っております。廃炉というと、福島第一のような非常に厳しい作業をお考えだと思えますが、実は事故を起こさないプラントの廃炉は、ある程度もう実績がございます。国内でも研究炉で更地に戻した例もございますし、事故以前に浜岡の1、2号機あたりは廃炉の申請をしたりしておりますので、福島のような事故を起こさない廃炉につい

ては時間はかかりますけれども、安全性も作業性も確保されているというふうにご理解いただければと思います。

ここからが2号機のこの新しい基準への申請内容でございます。

まずは、一番入り口で重要なのは地震でございます。原子力発電所の耐震設計、あるいは設備ですが、その原子力発電所を襲い得る最大の地震を想定する必要があるがございます。これは基準地震動と申しております。現在、私どもの原子力発電所、ちょっと前後いたしますが、その基準策定も二つございます。基本的には半径30キロ圏内にあります実際の断層、過去、活動が確認されたものでございます。震源が特定できると言われておりますけど、そういった震源断層から生じるもの、もう一つは震源を特定しない、これは保険のようなところがございますけれども、万が一起きる可能性があるもの、この二つからつくるような規定になっております。

島根原子力発電所の場合は南3キロ方面、東西に宍道断層がございます。また、海側には、ここがございます、後ほどご説明しますが、鳥取の沖合には海底断層がございます。また、大田沖の断層にもございますし、前面海域にもこのような海底断層がございますので、このあたりから策定した地震動を申請に当たって策定しております。現状は600ガルという数字で申請をしておりますが、最近、少し見直しもしておりますので、後ほどご説明したいと思っております。

そういうことで、このあたりについては、その後の審査にかけておりますので、これからご説明したいと思っております。

もう一方の震源を特定せず策定する地震動。これは、国内で過去に起きました16の地震、基本的にはマグニチュード6クラスですからかなり大きなものでございますが、そういった地震については、この発電所の真下でも起こり得るという想定をして地震対策をなささい、そういう基準がございますので、現在、私どもは北海道の留萌、それに最近、最新の鳥取西部地震、2000年の地震でございますので、皆さんご記憶にあるかと思っておりますが、その反映をさせることにしております。

少し飛ばしてまいりますが、これは地震の特性、発電所の中の特性を図る非常に深いボーリングの状況でございます。また、一方で自主的に耐震工事、設備の耐震補強工事も進めてございます、配管のサポートでありますとか、排気塔、非常に高い120メートルの高さがございますけれども、こういった設備の耐震補強工事を規制基準とは別に自主的に現在進めているところでございます。

もう一つ、津波の評価、これも非常に重要でございます。従前の規制でも津波は付随事象ということで考慮しておりました。しかし、今回は前面に出て非常に厳しい要求がなされております。地震と同じように、発電所を襲い得る最大のこの津波を想定する必要がございます。私どもの今の申請の中で秋田沖にございます、日本海東縁部。こちらの断層が動きましたときに襲ってまいります津波の高さは最大9.5メートルを想定しております。先ほどご説明しました前面の海底断層からも多分津波がまいりますけれども、それよりもこちらのほうが大きいという評価結果が現在出ております。後ほどご説明します津波対策、15メートルを想定しておりますので、評価上出てきている9.5メートルに比べてかなりの余裕を持たせた安全対策工事を現在進めております。

ちなみにこの15メートルの設定は福島第一原子力発電所を襲ったものでございます。

もう一つ、津波が押波、引波となりますけれども、引波のほうが先に来ると言われております。引波対策も必要になってまいりますので、私ども今、最低マイナス7.2メートルの引波を想定して対応を進めております。引波がまいりますと先ほど言いました海水ポンプ、海水が取水できなくなる可能性がございますので、しっかり対応を進める必要がございます。

これが津波対策防波壁、全長1.5キロ、15メートルが既に完成しております。こちらは万一、防波壁を越えても建物の中に水を入れたい、水密扉でございます。そして、引波対策。海水ポンプが引波が来ても十分海水がくみ上げられるようにという

ことで、これは2号の例でございますが、ポンプのシャフトを長いものに交換する作業を進めております。

火山の影響も新しく評価された項目でございます。半径160キロ圏内の噴火、火山のほとんどが今は活動しておりませんが、評価する必要はございます。結果、かなり遠方になりますけれども最大の火山噴火による灰の、降灰の影響、韓国の領土でございますが、鬱陵島の火山が万一噴火いたしますと、2センチ程度の火山灰の堆積が予想されますので、そういったものをベースに安全設計をしております。

少し飛ばしてまいります、こちらは火災とか溢水。火災はご存じだと思います。中で火災が起きると惨事になりますので、消火設備あるいは警報装置、そういったものの強化もしております。

溢水というのは、中にあります配管ですとか、タンク、そういったもので中の設備が水浸しになって安全機能を失うということでございます。そういったことにならない対策も現在進めてございます。

こちらは、冒頭に申しました外部の電源、つまり送電線系統の強化でございます。島根原子力発電所の場合この3基がごらんのように5つの系統から送電線がございまして、いずれからも電気を受けることができますけれども、このたびこの赤い線、一番電圧の低い系統について、電圧が低いということは設備が小さいわけですから、何か震災があったときにも復旧が素早くできるというメリットがございます。そのため、この赤い線、低圧の66キロボルト系統について耐震強度を持たせた設備を現在建設を進めてございます。

こちらは、こういったポンプの周りを壁で覆ったものでございます。もちろん浸水の目的もございますが、重要な設備でございますので不法な侵入、そういったものを防ぐという意味合いもございます。

ここからは重大事故、つまり燃料が溶けてしまいますような福島で起きたような事象を想定した対策でございます。

こちらは先ほどご説明しましたけれども、まだ原子炉の圧力が高い状態での冷却装置、本来の設備に加えまして、新しいものを追設することにしております。

こちらが先ほど少し申し上げましたけれども、外からの冷却機能でございます。原子炉の圧力を下げてしまえば消防自動車でも十分冷却が可能でございます。新しくこの青い配管をつなぎ込みまして、外づけの送水車、既に26台関連車両を配備しておりますけど、こういったものによる冷却が可能のような設備を設置しております。また、常設の大型冷却装置も地下式でございますけれども、現在建設を進めております。冷却機能も従来から幾重化になっておりますけれども、地震にも津波にも強い新しい冷却代替設備を幾重にも現在設置をしております。

それが、この消防車両であり給水車両でございます。また、低圧、常設の低圧冷却装置でございます。

こちらは、先ほど海水と真水の熱を交換する熱交換器があると申しましたけれども、本来の設備が万が一使えなくなったときに備えまして、移動式の代替機を現在配備を進めているところでございます。

こちらは、燃料プールの水位計の強化でございます。従来のものに加えまして、より信頼度の高い災害に強い水位計を設置しました。福島のように使用済み燃料プールの冷却機能を失いますと、炉心ばかりではなくて大きなご心配にもなりますので、まずは、水位をしっかり把握して適切な追加の冷却機能をとる。そういうことになろうかと思っております。

こちらは格納容器の中の冷却でございます。格納容器の中を冷やすことによって格納容器の気密性が維持できますので、重要な冷却装置でございます。

冷却方法としては先ほどの原子炉の外からの冷却と同じでございます。送水車を使って冷却するということになってまいります。

次に少し詳しくご説明したいと思っておりますけれども、フィルタベントという設備についてご説明いたします。再三この原子炉格納容器の気密性がやはり周辺の皆様への出

雲市も含めてでございますけれども、万が一のときの被害を抑える意味で非常に重要になると申し上げております。このたび福島事故では、この原子炉の中の燃料が溶けまして、放射性物質が最初はこの圧力容器の中でとどまっておりました。しかし、この圧力容器の中の蒸気を抜いて低圧状態にして冷却しますので、二次的にこの放射性物質を含む圧力を抜く必要がございます、そうすると格納容器の中には放射性物質が出てまいります。この格納容器の中でとどまっておけば、大きな周辺環境への影響はないんですけれども、今回は特に2号機、2号機の場合は、どうも建屋からこの格納容器の気密性が損なわれまして、この建屋から直接的に放射性物質が出ていきまして、結果30キロの汚染を引き起こしたと言われております。そういった格納容器の気密性を維持するために現状でもこの黒い範囲が、排ガスラインがございます。高いところと、この低いところ。2カ所からこの格納容器の圧力を排気口へ逃がしまして、これを排気塔でガス抜きをすれば格納容器の気密性は維持することができます。それができればこれをベントと言いますけれども、できておけば基本的には仮に放射性物質が出ますけれども、大きな被害にはならないと言われております。福島の1号機から4号機のうちで1、2号機さらには4号機はこのベントができたと言われております。2号機は失敗いたしまして、直接格納容器から漏えい、あのような状態になったと言われておりますので、非常に重要な設備でございます。今の島根の1号機から3号機にもこのラインがございます。しかし、このままでは、いずれかやはり放射性物質が必ず出てまいりますので、このたびの規制ではそこへフィルタをつけて仮にベントというガス抜き操作をするときでも、放射性物質を極力周辺に出さないようにしなさい。そういう要求がなされております。そのために現在、島根2号機、3号機ではフィルタ設備をつけております。地下式の構造になっておりまして、放射性物質のうち、粒子状の放射性物質、セシウム137が中心になりますけど、これにつきましては99.9%の除去性能を維持しております。

また、ヨウ素も無機状のもの、これは99%、有機ヨウ素状のものも今回新たに追

加で設置することにいたしました。98%のものがこれを考えております。仮にベントをしましてもこのフィルタが機能すれば、周辺への影響をかなり低減できるのではないかというふうに考えています。

そして、水素爆発対策でございます。2つの設備を今つけております。1つは、もととございました原子炉建屋の壁、こちらを強制的に開けまして、水素が発生するような場合にはあらかじめこの窓を開放しまして、水素が爆発しないような濃度に低減すると、そういう仕組みでございます。

もう一つは、触媒を使いまして水素と酸素を反応させて水に戻す、こういった装置も現在2号機の場合、18基が設置をもう既に終えております。こちらは放水砲という設備でございます。大型の非常に高圧の放水機でございますけれども、目的は2つございます。1つは、航空機のようなものが意図的に突入してきた、いわゆるアメリカのテロのような状況でございますが、そういった場合はやはり大規模な火災が想定されますので、そういったものに対する消火の目的が1つ、もう一つは、先ほどご説明しましたベントができずに、万一建屋から放射性物質が出るような場合はこの放水砲で放射性物質を洗い戻すと、そういう目的でございます。

こちらは、電源系の外付の設備でございます。高圧発電機車、出力は500キロワット程度でございますが、十分台数があれば機能いたしますので、今14台の配備を進めております。また、大型のガスタービン発電機車。こちらは、こちらに比べるとほぼ10倍の出力、1台で4,000キロワット程度でございますが、こちらも4台、配備を進めてございます。

もう一つ免震重要棟についてご説明したいと思っております。

こちらは、免震重要棟という設備でございます。緊急時の対策所でございます。50メートルの高台に設置をしております。何かあったとき1週間、300人の要員が無補給で復旧活動に当たれる設備でございます。

以上が私どもの今の、最後に何よりもこういった設備を使いこなす所員の力量の向

上でございます。既に小さい訓練は300回、震災後に行いまして、また大規模な訓練も20回程度行っております。また、24時間体制で20数名の者が配備されているというような人的な対応も現在しっかり進めているところでございます。

それでは、残りの時間で2号機の現状の審査状況についてご説明したいと思います。

自治体様の手続を踏まえまして、昨年の暮れ2号機は規制委員会、規制庁のほうへ申請をしまして、以降、その際いろいろご意見を自治体の皆様からいただいた、ご紹介がございましたので、ここでは省かせていただきますけれども、しっかり逐次の、審査状況の説明会などの開催に努めているところでございます。

先ほど、申し上げたとおり19基が審査中でございますけれども、既にこの2号機、直近では6月27日まで8回の審査会合が開かれておりますので、その状況についてご報告をしたいと思います。

まず、1回目は当社が審査概要をご説明しました。2回目からは規制委員会のほうからいろいろ指導がございました。このときフィルタベントに有機ヨウ素のものも取れるような機能も必要ではないかというご指摘がございまして、当社は素早く追加の設置を決めたところでございます。

第3回目以降はいわゆる敷地周辺の断層、さらには、海域の断層についての議論がなされております。まずは、3回目は当社から活断層のうち陸域の活断層、宍道断層を中心にご説明をいたしました。

そして4回目は海域の断層の評価結果についてご説明しました。この段階で既に規制委員会のほうからはもう少しデータの拡充が必要ではないかというご指摘もございました。

5回目につきましては、こういったご指摘を踏まえまして、当社のほうから主として海域について追加の調査、3カ所ございます。鳥取沖西部断層の西端、さらには前面海底断層の両端、大田沖断層の地質年代の評価、こういったものについてさらなる調査をする旨、ご回答をいたしました。

そして6回目でございます。ここは少し違いますけれども、当社から島根原子力発電所の敷地構造についてご説明しました。他の発電所におきましては、同じ敷地の中にある発電所でも、号機によって揺れ方がかなり異なる事象が経験されております。この原因は敷地の中の深いところの地下構造でございます。かたいところ、やわらかいところが分散してあったりするとそういう事象が起きますので、島根についてもその地下構造を検証してご報告しました。結論といたしまして、島根の場合は1号機から3号機、全ての敷地でほぼ同じ地下構造である旨をご報告しましたけれども、もう少し詳細なデータを報告するよというコメントが出ております。

7回目、ここからは陸域と海域、最終的に当社の追加調査の計画をご説明しました。陸域では宍道断層の両端ボーリング、剥ぎ取りというのは、表面の層をはぎ取る。あるいはピットといたしまして岩盤まで深く掘りまして、地質をしっかりと確認する。そして海域については、音波探査を中心とした、さらにマルチ方式といたしまして、精度の高い方式を採用する。そういったものをご説明してまいりました。結果、おおむね規制委員会のほうからご了解が得られましたので、5月からは海域の追加調査、そして6月からは、陸域の追加調査を現在進めております。順調に進みますと、8月終わりごろには、まず、第1期分の追加調査の結果もご報告できるのではないかとというふうに考えております。

直近の6月27日には最初に申し上げましたけれども、震源を特定せず策定する地震動についての考え方をご報告しました。申請のときに盛り込んでおりました北海道の留萌につきましては、他電力の審査状況を勘案しまして、少し高目の地震動を報告いたしました。

また新たに2000年の鳥取県西部地震もこの震源を特定せずの地震動として、今後、対応していく旨を規制委員会のほうに説明いたしまして、おおむねご了解をいただいたというのが最新の状況でございます。

当社は今、この審査に全社を挙げて対応しておりまして、東京のほうに現状はちょ

っと川内のほうに規制委員会の対応がシフトをしておりますので、少し当社の体制も縮小しておりますけれども、また、審査会合、ヒアリングが再開されれば、ごらんのような4、50名を上京させるような体制をとっていく予定でございます。

以上、かなりいろいろなご説明をしましたがけれども、引き続き、逐次この審査状況ならずとも、安全対策工事も進めておりますので、いろいろな形を使いまして、皆様方、市民の皆様方へ情報提供をしてまいりたいと思いますので、何とぞご指導のほどよろしく願いいたします。

それでは、当社からの説明は以上とさせていただきます。

○長岡会長　それでは、それぞれ説明、報告をいただきました。これまでの説明、報告について、委員の皆様からご質疑、ご意見等を頂戴したいと思います。

どなたからでも結構でございますので。

なお、発言をなさる場合は挙手をしていただいて、氏名を名乗っていただいてからご発言をお願いしたいと思います。

どうぞ。

○倉塚委員　出雲すこやか会の倉塚です。

先ほどの説明ですが、今福島と同じマークワンという形とおっしゃったんですけれども、その基本的な構造は変えないまま、外物の状況だけをこう何とか整えるということによろしいでしょうか。

○古林原子力本部長　古林でございます。

今、申し上げました安全対策につきましては、原子炉の構造そのものを、あるいは原子炉の中、こういったものは基本的にさわることはできません。そういった意味では、マークワンの構造というのは維持されるということでございます。

○長岡会長　よろしいですか。

○倉塚委員　ということだと、私もこれまで福島が起こるまでに何度も説明会など聞かせていただいたんですが、そのときも、今もその状況ですけれども、安全であ

る、こうこう、これこれをしてるから安全であるというような説明だったんですね。じゃあ今度、これは取って、じゃあそれに踏まえてこれこれこれをするとは言われたんですけれども、あのときも安全だと、このときも安全だった、でも福島は起こってしまったということを私たちは見ているので、この構造を変えないまま再稼働されるということに、なかなか納得できないところがあります。

それと、その600ガルの地震を想定してというようなご説明があったと思うんですが、それについて、もうちょっと詳しく聞かせていただければと思います。

○長岡会長 中国電力さん。

○古林原子力本部長 2点ご質問をいただきました。福島の事故の原因につきましては、先ほど申し上げたとおりでございます。基本的に回復前に、地震によって津波が発生し、津波が発生するまでは、基本的にこれまでの報告書を見ましても正常に機能をしていた。電気が供給されていた。これによって原子炉の冷却は続けられていたというふうに理解をいたしております。したがって、今回この津波に対する対策、あるいは電源の確保、こういったものがこの事故の防止をする上での重大なポイントであるというふうに認識をいたしております。

それから、基準地震動600ガル、基準地震動といいますのは、島根原子力発電所でどれぐらいのその地震動、地震に耐えられる設備をつくれればいいのかということのベースになるところでございます。

ご案内のとおり、この一連の審査の中で国のほうから、さらに調査をということで求められておりました、今、調査を続けております。この600ガルで妥当かどうかという審査を今、まさに続けておるところでございます。この600ガルにつきましては、これまでの耐震設計審査指針の改訂の経緯を踏まえて、当社は審査指針が改訂されました平成18年9月のころでございましたけれども、その後22キロの宍道断層の評価もいたしまして、それが寄与する地震動として、600ガルというものが妥当であるということで、これまでも国にご説明をし、もろもろの審査の中で、それで

妥当であるという評価をいただいたものでございます。以上です。

○長岡会長　ほかにございませんか。

どうぞ。

○多久和委員　平田自治協会連合会の多久和と申します。

福島事故のときに使用済み核燃料についても危険な状態だったというふうには聞いているんですが、島根原発に使用済み核燃料がどれぐらい今、保存、保管されているのかということをお聞きしたいんです。

それから保管の期間は何年ぐらいなのか。

それから、その後、その使用済み核燃料というのは、どこに持っていかれて、どういうふうに処分されるのかということもお聞きしたいですね。それが1つ目。使用済み核燃料についての質問です。

それから、もう一つ、島根原発内の事故防止のための組織の体制についてお伺いしたいと思います。どうしても人間がやることですからミスというのはあるというふうに考えて体制をとられていると思うんですね、人為的なミスをカバーする体制、つまりフェールセーフという発想で、島根原発内でどういう組織体制が、教育の訓練も含めてですが、行われているのかということをお聞かせいただきたいと思います。

以上です。

○長岡会長　中国電力さん。

○古林原子力本部長　まずは冒頭に核燃料の保存、保管の状況についてのご質問をいただきました。島根原子力発電所は1号機が既に40年を超える運転ということで、今日に至っております。2号機も平成元年に運転をいたしまして、順調に運転をしてまいりました。これまで使用済み燃料を海外、それから国内にそれぞれ1,054体、あるいは1,300体という燃料を搬出したしております、現在残っております使用済みの燃料、2,178体が1号機、2号機にそれぞれございます。1号機は332体というふうな数字でございます、これを保管しておるところでございます。

何年保管しているかということでございましたけれども、使用済み燃料、今、手元にデータございませんけれども、使用済み燃料というのは、基本的に原子炉の中で数年程度燃やしまして、さらに先ほど申し上げました国内、海外の再処理工場に島根の燃料プールで数年間冷却をして、100トン程度の大きな重たいキャスクに入れまして、放射性が周囲に影響がないような状態で搬出をいたして、今日に至っておるところでございます。

それから事故防止の対策というフェールセーフのお話をいただきました。フェールセーフといいますのは、人が間違った操作をしてもプラントが悪い状態に移行しないというふうな、そういったご理解でよろしいかと思えます。こういった設備につきましては、設備自体にそういった機能を備えさせているということでございます。

訓練につきましては、さまざまな訓練をこれまでもやってきております。運転につきましては、当直長以下必要な人員を確保し、なおかつ国のライセンスを当直長には付与し、経験年数に応じてその運転員の資格を上げていくというふうな形でやってきておりますし、特に重要なのは祝日あるいは休祭日というときでの、手薄な時期での事故に対する備えということであろうかと思えます。福島事故以降、そういった緊急時の対応ということでの反省を踏まえまして、消防関係者の充実あるいは、当直員の充実を図りまして、常時20名以上の要員を発電所に確保しながら緊急時に備えておるところでございます。これらの要員の訓練あるいは要員数の充足度につきましては、今後の国の審査の中でそれが妥当であるかどうかということも含めて審査が行われるものというふうに判断をいたしております。現在の安全対策設備を十分にこなせるということを訓練の中で確認をしながら今日に至っているところでございます。

○長岡会長　多久和委員さん。

○多久和委員　もう少し所内の体制についてお聞かせいただきたいんですが、対応は点検漏れミスがあったから、あの時点から所内の体制がどう変わったのか、特徴的な点をお伺いしたい。

それから、福島原発を受けてから後、さらに所内の体制がどういうふうに変ったのか、特徴点だけでよろしいですのでお聞かせいただきたいと思います。

○長岡会長　　どうぞ。

○古林原子力本部長　　古林です。4年前の点検不備につきましては、大変皆様にご心配、ご迷惑をおかけいたしました。この場をおかりしておわびを申し上げたいというふうに思います。

多くの機器の本来点検すべきものが点検できてなかったということで非常に大きな反省をいたしまして、それ以降、原子力強化プロジェクトを設置いたしまして、原子力のメンバーが、ちゃんと、きちっとその点検ができているかどうかということを経営者の目で確認をしながら、なおかつ外部からもそういった監査ができるような仕組みを社内に持つというのが一つの特徴かと思えます。

それから福島事故の後でございますけれども、安全性のさらなる向上ということで、いわゆる設備の技術的な能力向上ということ、あるいは、その安全性の確保をさらに高めるという観点から原子力の部署に原子力安全技術という部署を設けて、こういった安全性の向上に当たる、あるいは、安全文化の向上にも従来設けておりました品質保証のグループから協力を得てやっておるというような現状でございます。

以上です。

○長岡会長　　多久和委員さん、よろしいですか。

ほかに皆さん、何かございませんか。

どうぞ。加村委員さん。

○加村委員　　出雲市消防団、加村ですが、きょう、中電さんがいらっしゃっておりますけれども、冒頭に説明がありましたように、出雲市とまだ安全協定締結ができていないということですが、これは何が問題でできないのでしょうか。

○長岡会長　　古林さん。

○古林原子力本部長　　冒頭で事務局の、防災課のほうからご説明をいただいたとこ

ろでございます。出雲市様を初め、周辺の自治体の皆様からも申し入れをいただいております。現状協議を続けさせていただいております。

冒頭にお話ございましたように、平成23年12月全国に先駆けて周辺自治体との間で安全協定を締結ということで、今日に至っております。全国的でも依然さまざまな議論が続けられております。当社としては、現状この協定を立地自治体並みの協定を締結するという判断に至っていないというのが実態でございます。

以上です。

○加村委員　多分、中電さんは先ほど冒頭に中島課長から説明がありましたけれども、法的根拠がないということなのではないでしょうか。国と中電は法的根拠があるんですけども、あとは、県や松江市は紳士協定だということのように聞いたんですが、それぐらいは出雲市も、安来市も雲南市も一緒に入れても大した問題ではないんじゃないかなと、私は素人目に考えますが、県と松江市と同じようにできないのは面倒くさいということですかね。

○長岡会長　古林さん。

○古林原子力本部長　先ほど申し上げました平成23年12月以降も再三その申し入れをいただいております。当社としては平常時の連絡、あるいは異常時の連絡、それから現場での現地確認、あるいはそれに対するご意見を頂戴しながら、これに対して真摯に対応すると。こういったことにつきましては、立地自治体と同様な対応をさせていただいております。その点、十分ご理解をいただければというふうに思います。

○長岡会長　加村委員さん。

○加村委員　きょうもご説明いただいております。そんなに粗末に扱っていただいておりますとは思っておりませんが、5キロも10キロも30キロも一応有事があったら、松江市であろうと、出雲市であろうと、もう一緒だと思いますので、程度

によっては、もろもろの関係があると思いますけれども、我々は要望するぐらいしか手が無いということで、放射能から守るすべがありませんので、もう少し全体を捉えてきちっと中電さんは対応していただきたいなというふうに思いますので、島根県民、全部同じ権利があると思いますので、松江市も出雲市も関係ないと思っておりますので、有事はないことを願っておりますが、そういう心で大きく捉えて、ちゃんと早目に出雲市も対応していただければ、出雲市の皆さん方も、いっぱい、いろんな仕事をさせられずに済むんじゃないかなと。県がしっかりしておれば、ちゃんとかう出雲市もこれだけの仕事をしなくても済むんじゃないかなという、私は出雲市民の一人として思っておりますので、中電さんも再度ご検討いただいて、一括でちゃんと島根県全体を捉えたような管理をしていただくということが大事だろうと思っております。安来市も雲南市も、こう言うてはなんですけれども、県がきちっとやっておられれば、余り無駄な仕事をしなくて済むんじゃないかなというふうにも思いますので、そういう大きな心で捉えて対応していただきたいなというように要望しておきます。

以上です。

○長岡会長　古林さん。

○古林原子力本部長　先ほどから申し上げておりますように、まず、事故を起こさない。万一のことがあればいち早くこれに対応する。より正確な情報をお届けして、事故に対処すると、そういう基本方針を堅持するということが重要だと思っております。島根県さんと協定を締結しているわけですがけれども、これは島根県民の皆様との協定でございまして、そういった意味では、県民の皆様に対する安全確保ということでは、重要な協定が結んでいるというふうに思っておるところでございます。

以上です。

○長岡会長　どうぞ。川光委員さん。

○川光委員　出雲市男女共同参画まちづくりネットワーク会議から来ました川光と申します。

この委員を頼まれてから、いろんなパンフレットを見ていたんですが、この中でテロへの対策というのがありまして、その中の意図的な航空機衝突への対応等と書いてありますが、具体的な部分が欠けているのと、テロへの対策の部分の、追加の対策として特定重大事故等対処施設というのが書いてあるんですけども、これは新規制の基準施行から5年後までに設置すると書いてあるんですけど、その辺をちょっと説明していただけないか。

○長岡会長 古林さん。

○古林原子力本部長 2点ご質問をいただきました。航空機テロにかかわるご質問を最初にいただいております。

9. 11の、アメリカの同時多発テロ以降こういった航空機テロというのが非常にクローズアップをされて、国におかれましても、法令の改正に伴って、こういった対策というものが出来てまいっております。我々としましても、今回のそのさまざまな対策の中には、給水、あるいは電源の接続口を複数設けて、万一の場合に原子炉あるいは燃料プールに水を供給する。重要なことは燃料を裸にしない、燃料を破損させないということが重要でございますので、こういった対策をとりながら訓練をしっかりやって万一の場合に備えるということが重要であろうというふうに考えております。

それから、特定重大事故等対処施設につきましては、ご指摘のとおり昨年ちょうど1年前に新しい規制基準が施行されまして、その時期を起点に5年以内に設置が義務づけられた設備でございます。現在、検討を進めておるところでございますけれども、原子炉から離れた地点で原子炉の停止が確実にできるようなそういった設備を求められておることをご理解をいただければというふうに思います。

○川光委員 ありがとうございます。

○長岡会長 村上委員さん。

○村上委員 私は、連合婦人会から出ております村上でございます。

先ほどのことにも関連しますが、そういうオフサイトセンターということには、

全然こう今のところはお話はなかったんですけど、いろんな装置をとめたり、いろいろとするのはオフサイトセンターかなと考えてはおりますけれども、松江市の場合は県庁のすぐそばにございます。そして、きょうの説明の中で、S P E E D Iについては、ちらっとおっしゃいましたけど、オフサイトセンターの位置づけ、そして、もう一つはその機能というか、そういうことと、それから、それが私たちの安全につながると思っておりますので、S P E E D Iについてもちょっとお話ししていただきたいと思っております。お願いします。

○長岡会長　ただいまのオフサイトセンターの位置づけ等については、事務局のほうから、お答えをしたいと思います。

○中島防災安全課長　失礼いたします。オフサイトセンターにつきましては、現在さっきおっしゃいました県庁の横のほうにございまして、これには国において設置されている機関でございまして、そこにおいて、いろいろな緊急時の災害対策等が行われる、もちろんそこにおいては、さまざまな機器が置いてございまして、プラント、原子力発電所と色々なデータをそこで集約して、防災対策が実施されるものでございます。現在は、放射能防護の工事等が現在行われておるところでございます。

先ほど、S P E E D Iにつきましては、ちょっと私どものほうで説明いたしました、これは経緯の中で、一つはS U P E E D Iという予測システムで従来は避難の目安としておりましたが、福島事故の教訓からそういった予測という形よりも、プラントのいろんな緊急事態に合わせて、屋内退避あるいは避難と、あるいは実際の放射能の測定数値によって避難を30Km圏で開始するというような形に基本的な避難の目安が変わったという形でご説明申し上げました。

○長岡会長　よろしいでございますか。

○村上委員　そのS P E E D Iは、本来は使わないということなんですけど、オフサイトセンターにありましたよね。ないですか。

○中島防災安全課長　オフサイトセンターに設置はされております。

○村上委員 見学したときに見たと思いますけれど、福島事故のときは、S P E E D Iを見て、S P E E D Iってすごいなと思いましたし、私たちの目安になるかなと思いましたけど、今はそんなふうツールというか、基準が変わって、それを参考には余りしないということなんですか。

○長岡会長 事務局。

○中島防災安全課長 S P E E D Iにおいて予測するというシステムとして国において当然活用されることとは考えておりますけれども、今の国の指針は、先ほど説明しましたように、実態に即した形の方角に変わったという形でございます。もちろん、さまざまなデータとして、活用していくべきものと考えております。

○村上委員 わたし自身はあれを見たらすごくよくわかるなと思いました。私たち素人というか、住民はあれを見たら「ああ、ここまで来ている」と思ったりするんですけど、何かそれを使わないというのも、何か国のほうに聞いていただきたいかなと思いますけれども、いかがですか。

○中島防災安全課長 決して使わないとかそういう形じゃなく、いろんなデータとして活用されるものと認識しておりますが、同じことを言って申しわけございませんが、あくまでも現在の避難の指針としては、より確実な状況に応じた、実際のプラントの状況に応じたもの、あるいは放射能の測定結果で避難するという意味でございます。

○長岡会長 ほかにございませんか。

どうぞ。多久和委員さん。

○多久和委員 平田の多久和です。

避難について、私のご意見を申し上げたいと思います。

私は、島根原発からちょうど10キロの線上に住んでいます。出雲市の中では一番松江に近いところです。海岸部は地合町と言いまして、一部10キロ圏内に入っています。ところが、もし有事の際に避難する手段がないと、避難道がないという問題が

あります。事故が起きたときには逃げなさいよというふうになってますけれど、逃げ道が確保されていないというのは非常に深刻な問題なんですよね。もし、直近に島根原発で事故があれば、私どもに限らず逃げ場を失う状況になるわけですよね。多くの住民が高線量の被ばくをするという事態になることは間違いないわけです。そういう状況にある、つまり命や安全が担保されていない中で、私たちが言っている立地自治体並みの安全協定を結んでくれというのは当然じゃないかというふうに私は思うんです。

命や安全が担保されていない住民が、島根県内30キロ圏内で40数万人もいるわけですね、そういう住民が立入調査も含めて、立地自治体並みの安全協定締結を結び、島根原発との友好的信頼関係がある、シビリアンコントロールもできるような安全対策をつくるというのは、当然の主張ではないかというふうに私は思っています。

特に回答を求めるわけではないですけれども、避難道の建設等も含めて、これは市や県のほうにも強く要望しておきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○長岡会長　　ありがとうございました。

避難道路の問題については、また別の視点からしっかりと対応していきたいと思っておりますし、安全協定の締結については、引き続き中国電力さんに強く申し入れをしていきたいと思っております。

有田委員さん。

○有田委員　　私は、島根原発・エネルギー問題県民連絡会出雲支部の有田と申します。

きょうの協議会ですけれども、この設置の概要についてという文書にもありますけれども、市民のさまざまな意見をお聞きするという立場から発言をしていただきたいと思います。

私たちの団体も昨年、県民条例をつくろうという再生可能エネルギーを進める、省

エネ化を進める、そういうものを進める県民の直接請求運動をやってまいりました。多くの皆さんから署名をいただいたので、その意見を反映したくこの協議会にも参加をさせていただいたということですが、この協議会が環境とか安全を協議する場であるということは重々承知をしておりますけれども、私は、そもそもはやっぱりこの原発そのものを稼働するということがどれだけ大変なことかということをやっぴり十分に論議する必要があるんじゃないかなというふうに思っています。ご承知のようにこの原発というのは事故が起きれば大変な損害を生みます。これ、福島事故というのは有史以来の環境汚染だと思います。そういった性格を持つということ。

また、使用済みの核燃料については、これの保管方法というのは本当に難しいと思います。また後でご質問したいと思いますが、そういう使用済みの問題。また、私たちがこの生活をする上で、こういったものを持ち続けることがどうなのかという点では、福島でああいう事故が起こって、福島県では原発に頼らない社会をとという動きになってると思うんですけれども、そうした事故が起こって気づくのではなくて、やはり、そうでないための対策、考え方というものをやっぱり論議していく必要があるんじゃないかなというふうに思います。

さっきの大飯原発の訴訟の関係のところでは、やっぱり人格権にまさるものはないということで、訴訟のほうで、判断する判決がなされていますけれども、私たちは、環境を守るためにはこの原発問題を真剣に、やっぱりそういう意味で考えていく必要があるというふうに思っています。

それで、質問ですが、一つは何度も質問されてると思いますが、一番心配なのは事故ももちろんですが、使用済み核燃料、事故を起こらないにしても使用済み核燃料というものは溜まり続けるわけですよね、先ほども本数が報告されましたけれども、この使用済み核燃料は将来の、私たちの未来の世代にわたって、どうそれを保管していく方法を見つけるのかと、それをやっぱり一つお聞きしたいということと、この対策協議会の運営についてですが、これはたしか新聞紙上で、35名の枠の

中の3名が公募だという情報を知ってきましたが、きょう、見ましたら2人が公募ということで1名は不足してると思いますか、なかったということなんですけども、広く意見を聞くという意味ではぜひ、やっぱり35名以内と書いてありますけども、35名の枠でやっていただけないかな。また、今後の委員会でそういうふうな整備をするのも可能ではないかと思えますけども、その辺はいかがでしょうかというご質問です。

以上です。

○長岡会長　それでは、前半のところは中国電力さん。

○古林原子力本部長　たまり続ける使用済み核燃料の処理、処分と。最終的な保管をどうするのかというご質問でございます。もう既に10数年前からにおかれましては、この使用済み燃料の保管という問題を協議・検討されて、法律も策定をされて原子力環境整備機構という組織を立ち上げられまして、そういったところで全国の自治体の皆様に向けて保管をしていただけないかということで手を挙げていただくのを待っておられました。技術的にはそれまでに、1990年代の終わりごろまでに地下300メートルより深いところで日本国内におきましても安定してそれを保管できる場所があるということで、日本におきましては核燃料サイクルの推進をし、そのプルトニウムを取り出した後の放射性廃棄物、高レベルの放射性廃棄物でありますけれども、これをガラス固化体として、ガラスの状態で安定な状態にして、地層深くの位置で保管をするということに方針を固めておるところでございます。

先ごろ総合エネルギー調査会の放射性ワーキンググループの中でこういった方針について大きな転換がございまして、いわゆる高レベルの廃棄物につきましては、可逆性といいますか、回収可能性を含めて、途中においても方向転換ができるような方向で高レベルの廃棄物を貯蔵、保管できるようなことで現在、国が前面に立たれまして、今後、全国の自治体様に向けて、こういったところで貯蔵が可能にできる、貯蔵可能なところがどういうところかということも含めて、全国に向けてお知らせをしていこ

うというふうな動きにあるように伺っております。

我々としては、こういった方向性のもとに協力をしながら高レベルの廃棄物についての貯蔵、保管ということに取り組んでまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○長岡会長 2点目については事務局。

○中島防災安全課長 公募団体につきましてお答え申し上げます。

この公募につきましては、市では出雲市の広報紙はもとより、防災行政無線、あるいは有線放送、あるいは、市のホームページという形でできるだけ多くの媒体、そういった伝達手段を使いまして皆様にご周知したところでございます。

その結果、先ほどおっしゃいましたように、確かに3の応募枠に対して2団体という形になりましたが、市としてはできる限りの周知をした上での結果という形で受けとめて、このたびは応募された2団体という形にしたものでございます。

また、もちろん、これは任期が先ほどご説明申し上げましたように2年間ということですので、2年後にはまたできる限りの周知をして、また公募団体を募集する考えでおりますので、よろしく願いいたします。

○長岡会長 有田委員さん。よろしゅうございますか。

○有田委員 2年後にまた再公募という、それまではもうしないということですか、そういうお話でしょうか。

○長岡会長 事務局。

○中島防災安全課長 そのとおりでございます。

○長岡会長 ほかにございませんか。

どうぞ。

○川光委員 先ほどの川光ですけども、市から送られた資料を、ざっと見て、質問したい項目があったので教えていただきたいと思っております。

まずは、広域避難計画のところの18ページと19ページに、緊急集合の場所は出雲市災害対策本部へお問い合わせくださいとあるんですが、その問い合わせをして、きちっとつながるかどうかというか、例えば、たくさんの人が問い合わせをしたときにどうなるのかということ、ちょっとわからなかった部分と。

それと、もう一つの資料の原子力災害対策編というところの20ページなんですが、6番目、住民等の避難状況の確認体制の整備というところなんですが、これからいろいろと立てると思うんですけど、仕組みの構築というところは、具体的なところをどういうふうに変えていく。今後、それはいろいろと考えられると思うんですが。

これと屋内退避措置の、屋内退避は避難すべき状況において避難が困難な場合における、この44ページです。屋内退避・・・または継続するの、屋内退避の条件というか、どういう方がそういうふうになるのか。

それと、私、HUGという避難訓練というか、避難の運営ゲームというのをやったんですけど、そのときに46ページなんですけど、家庭動物の受け入れに配慮するとあるんですけども、その部分の動物たちを収容するような場所がなかったように思ったので、そういうところの対策はどうかということと。

それと、そのHUGをしたときに認知症の方とか、一つの部屋に集めたんですけど、その後の対応をどうしたらいいかというのがとても課題だと思ったので、それ、もし今後また考えるかもしれませんけども、ちょっとその辺がどうかかなというのを、この資料を読みながら思ったので、質問させていただきたいと思います。

○長岡会長 事務局。

○中島防災安全課長 最初は避難の緊急の際の連絡について、おっしゃるとおり、いざというときに、なかなか連絡のときは非常に殺到して、それがつながりにくくなるとかということのご心配ではなかろうかと思っておりますので、それにつきましては、確かに今後、電話回線の増設を含めていろんな形の対策を今後とっていきたいというふうに考えております。

それと、順番が逆になって済みませんが、屋内退避についてですが、これは、屋内退避は基本的に全ての方に、当初はU P Z 30キロ圏内は屋内退避という形で、被ばくを極力減らすという形を考えておりますので、その後適切なタイミングを見計らって避難していただくという想定をしておりますので、屋内退避については全ての方という形になっております。

それと家庭動物は、もちろんペットを飼っておられる方にとっては非常に大切な問題というところで、もちろん承知しておるところでございますが、これについては、確かに計画の中では、まだ十分なこの原子力防災を初め、なかなか難しい面がございますが、今後十分これは重要な問題として思っておりますので、対策に取り組んでいきたいと思っております。

先ほど、そういった要援護者支援の方の話も出ました。高齢者、障がい者の方の要支援の課題というのはこれは法制全般の課題でもあり、もちろん今年度から法が変わりまして要援護者支援名簿の活用、あるいはその整備について取り組んでいく考えでありますし、その中で当然、従来の要援護者支援ネットワークとの融合も図りながら、課題はまだ正直、ございますけれども、1歩でも2歩でも前進していきたいというふうに思っております。

○川光委員　すみません。特に今、問題は認知症の方を例えば一つの部屋に集めたら、徘徊というか、外に出ようとされるんですけども、そういう方たちを例えばどこかの施設と連携してとか、そういう感じで考えておられるのでしょうか。認知症の方というのは、ここにいてくださいと言っても例えばおれない状況なので、そういう方たちをどういうふうに。

○中島防災安全課長　今おっしゃいますように、確かに認知症の方については、ただ避難所に行っていただければいいのか、そういうことでは全然思っておりません。そういった方たちについては、福祉的な要素を十分考慮しながら、考えておりますけれども、まだ、具体的に、どこの施設で受け入れるということについては、全体的に

は、先ほど申し上げた福祉的な避難という中で、今後、周辺自治体とも協議しながら、より具体的なものをつくっていきたいと思っております。

○川光委員 ありがとうございます。

○長岡会長 予定していた時間が参ったようでございますが、それでは。

○村上委員 私、子供のようなことを考えていますけど、今、そういうようなときに地震には防空頭巾なんかしますけど、ちょっと退避のときに防災かっぱみたいな、今のその、原発の事故に対する防災かっぱとか、そういうようなものは考えられていないでしょうか。または、考えられていて、簡単にそういうものをぱっと身につける、グッズみたいな対策についてはいかがですか。事務局の方。

○長岡会長 そのご質問については事務局のほうから。

○中島防災安全課長 今のご質問は、よくテレビなどで映されている白いタイベックスーツ、放射性物質が付着するのを防ぐもので、これは、作業員の方が着用されるケースのことではなからうかと思えます。今のところ市では避難につきましては、そういうタイベックスーツによる避難というのは考えておりませんで、できるだけ状況に応じた速やかな避難という形を考えるとところでございます。

○長岡会長 まだまだご意見もおありだろうと思えますけれども、予定していた時間が参りましたので、ここらで終わらせていただきたいと思います。

きょう、さまざまなご意見を賜りました。今後の市民の安全、安心の確保のために、一層の努力をしてまいりたいと思っております。

この後もまた委員の皆様方のさらなるご協力をよろしくお願いを申し上げまして、議長をおりることといたします。ご協力ありがとうございました。

○坂本防災安全管理監 それでは以上をもちまして、第1回の協議会を終了いたします。

委員の皆様方、長時間どうもありがとうございました。